

# 日本共産党県議団です

長野県議会 2月定例会（2月18日～3月13日）は、新年度予算と、今年度補正予算、いじめ防止対策推進条例などを可決し、閉会しました。日本共産党県議団の論戦を紹介します。

## 新年度予算 8694 億円 一和田あき子県議が反対討論

新年度予算は前年度比 203 億円余増と予算規模が大きくなりましたが、その要因には消費税増税分が歳出入に見込まれており、消費税依存度が増えています。子どもや障害者の医療費窓口無料化、生活困窮者支援、福祉灯油の実現などを求める県民の声にも、知事は「受益、受益では制度が成り立たない」と答弁するなど、県予算は福祉切り捨ての安倍暴走政治に立ち向かう予算とは言えない、として予算案に反対しました。

また、リニア関連として道路建設費 5 億 2500 万円が計上されましたが、これらの道路はすでに整備計画がありリニア計画がなくとも整備すべき道路です。リニアによって地域に公共事業がもたらされると誤解を招くことのないよう、事業費は精査すべきと指摘しました。

浅川ダム建設は脆弱な地盤の補強のために繰り返し増工が必要になり、追加補正の 1 億円増額とあわせ、新年度の 16 億円の予算に反対しました。

## 国の経済対策に関連した補正予算 一石坂ちほ県議が賛成討論

今回の補正予算案は、冷え込んだ地域の消費喚起を目的とした切れ目のない経済対策としての国の交付金活用という特徴があります。県内経済の活性化や県民生活向上につながるものと期待して予算案に賛成しました。

ただ、長野県の場合、地域消費喚起の交付金 21 億円のほとんどが「ふるさと名物商品券」「旅行券」に使われます。この交付金は、低所得者向け灯油購入助成にも使うことができるため、藤岡義英県議が代表質問でも要望しましたが、知事は「何度要請されてもやらないものはやらない」との答弁でした。県政の施策は、すぐにできるものと出来ないものがあるとは言え、出来る限り県民の切実な願いや暮らしの実態に寄り添って進められるものであってほしいと、強く求めました。

石坂ちほ  
(長野市)



小林伸陽  
(上伊那郡)



高村京子  
(上田市・小県郡)



和田あき子  
(長野市)



両角友成  
(松本市)



ふじおか義英  
(佐久市・北佐久郡)



## いじめ防止対策推進条例 一高村京子県議が反対討論

条例案は、子どもたちに対して「児童生徒はいじめをしてはならない」（第4条）と訓示的であり、学校現場や家庭のそれぞれの実情を押し量ることもなくいじめ防止の責務を求めています。一方で、教育委員会についてはこれまでの取り組みや議論が生かされずその役割も曖昧にされています。さらに、「知事が重大な事案には再調査・関与できる」とあり、知事の教育への権限強化が危惧されます。

国連子どもの権利委員会は日本政府に対し、「過度な競争的な環境によって引き起こされるいじめ等の悪影響の回避」を再三勧告しています。条例案はこのことには全く触れず、一方的に子ども・学校教職員・家庭に責務を押し付けており、いじめの問題の解決にはなりません。

さらに、大津市のいじめ事件の最大の教訓は、教育委員会の秘密主義閉鎖性を克復し、情報の公開と「知る権利」を保障することですが、この条例にはその規定が全く欠如しています。以上のことから、条例案に反対しました。

### 意見書について

## 政党助成金の廃止を提案 一小林伸陽県議が提案説明

政党助成金の廃止を国に求める意見書を提案しました。

政党助成金は、金権政治の一扫を目的に企業献金の禁止を前提として導入され、日本共産党以外の全政党が毎年総額 320 億円を受け取っています。しかし、企業献金は復活し、政党助成金も継続されている現状は、国民の信頼を著しく阻害するものです。

もっぱら政党助成金に頼る政治家は国民の暮らしも分かりません。本気で身を切る改革と言うなら政党助成金の廃止こそ真の改革です。→賛成少数で否決

## 消費税軽減税率導入について 一両角友成県議が反対討論

提出された「消費税の軽減税率の制度化を求める意見書」は、消費税率 10%への引上げを前提としていますが、消費税は弱者にも容赦なく重くのしかかる税であり、賛同できません。大企業の法人税は逆に引き下げられ内部留保はますます増大、各政党は政党助成金を受け取り首までどっぴり税金につかりながら、消費税を上げるのはとんでもないことです。低所得者の負担軽減を図るなら、食料品、生活必需品等への消費税「非課税措置」こそ必要ではないでしょうか。→賛成多数で可決

日本共産党長野県議団ニュース 2015年3月19日発行

発行／日本共産党長野県議団 長野市南長野幅下 692-2 長野県議会日本共産党控室

TEL : 026-237-6266 FAX : 026-237-6322 ご意見・ご要望をお寄せください。